保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表(北地区・使用施設)

体田坦則	佐田佐弘侃中担宁南木甘淮	促史担党亦再由註
使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請 本変更申請において変更しない。
(保安規定)	使用規則第2条の12第1項第1号	平 友史甲語にのいて変史しない。
第二条の十二 法第五十七条第一	関係法令及び保安規定の遵守のための体制	
項の規定による保安規定の認可	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責	
を受けようとする者は、認可を	任者の関与を含む。)に関することについては、保安規	
受けようとする工場又は事業所	定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書	
ごとに、次の各号に掲げる事項	について、重要度等に応じて定めるとともに、これを	
について保安規定を定め、これ	遵守することが定められていること。また、これらの	
を記載した申請書を原子力規制	文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営	
委員会に提出しなければならな	責任者の積極的な関与が明記されていること。	
い。	2.保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に	
- 関係法令及び保安規定の遵	行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築	
守のための体制(経営責任者	されていることが明確となっていること。	
の関与を含む。)に関するこ		
٤.		
二 品質マネジメントシステム	使用規則第2条の12第1項第2号	本変更申請において変更しない。
に関すること(品質管理規則	品質マネジメントシステム	
第四条第四号に規定する手順	1.品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)	
書等(以下単に「手順書等」と	については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条	
いう。)の保安規定上の位置付	第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたと	
けに関することを含む。)。	ころによるものであり、かつ、原子力施設の保安のた	
	めの業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関す	
	る規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下	
	「品質管理基準規則」という。) 及び原子力施設の保安	
	のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に	
	関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年	
	12月25日原子力規制委員会決定)) を踏まえて定めら	
	れていること。	
	 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善	
	に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維	
	持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等	
	の保安活動に関する管理の程度が把握できるように	
	定められていること。また、その内容は、原子力安全	

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的か	
	つ組織の規模に応じたものとしているとともに、定め	
	られた内容が、合理的に実現可能なものであること。	
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体	
	制及び方法について明確にされていること。この具体	
	的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書	
	体系の中で定める場合には、当該文書体系について明	
	確にされていること。	
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することにつ	
	いては、要領書、手順書その他保安に関する文書につ	
	いて、これらを遵守するために、重要度等に応じて、	
	保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMS	
	に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確	
	にされていること。	
	5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第	
	46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の	
	規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員	
	に実施させることとしてもよい。	
三 使用施設等の管理を行う者	使用規則第2条の12第1項第3号	【第1編 総則】
の職 務及び組織 に関するこ	使用施設等の管理を行う者の職務及び組織	第2章 管理体制
٤.	1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要	第1節 組織及び職務
	な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	
	ここで、使用者については、加工事業者や再処理事	(職務)
	業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監	第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。
	督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を	
	有する者を選任する義務は課せられていない。	《途中省略》
	しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外におけ	
	る一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の	(26) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐 <mark>及びJMTR</mark>
	数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、	キャプセル等審査委員会の庶務 に関する業務を行う。
	同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの	(27) 技術課長は、JMTRに係る核燃料物質 <mark>及びキャプセル等</mark> の所在管理に関する
	保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質	業務、 キャプセル等の設計、製作に関する業務、 核燃料管理者として 照射設備により
	の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び	照射 する未照射 していない核燃料物質(JMTRの中性子束測定用の核分裂計数管を
	経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選	除く。)の管理及び 使用済核燃料物質の貯蔵に係る 照射していない核燃料物質として

使用規則	使用施設保安規定審査基準
	任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定
	に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以
	下の事項が明記されていること。
	(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関
	すること。
	ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長
	(代表者、工場長又は事業所の長等) が、使用施設
	等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及
	び経験を有する者の中から選任すること及び当該
	責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所
	の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること
	が明記されていること。
	(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。
	ここで、職務については、以下の事項が明記され
	ていること。
	① 組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)
	に対し、意見具申等を行うこと。
	② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対
	して、指導・助言を行うこと。
	③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、そ
	の内容について、精査、指導・助言を行うこと。
	④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内
	容について、精査、指導・助言を行うこと。
	⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の
	作成、改訂に当たり、その内容について、精査、
	指導・助言を行うこと。
	⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。
	⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言
	を行うこと。
	(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重
	① 組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)
	は 児ウの転扱に明まてまた老の辛目目由生ま

保安規定変更申請

取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質の管理に関する業務を行う。

- (28) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設(照射課長が所掌する設備等照射準備室を除く。)の使用及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJMTRの中性子束測定用の核燃料物質核分裂計数管の管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。
- (29) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者としてよ MTR本体施設のうち照射設備の運転及び保守並びに照射準備室の使用に関する業務、核燃料管理者として照射設備により照射した照射済核燃料物質(JMTRの中性 子東測定用の核分裂計数管を除く。)の管理に関する業務を行う。
- (30) ホットラボ課長は、施設管理者としてホットラボ本体施設の使用及び保守並びに特定施設の運転及び保守に関する業務、核燃料管理者としてホットラボに係る核燃料物質の管理に関する業務を行う。
- (31) 廃止措置準備室長は、JMTR及びホットラボの廃止の計画に係る業務を行う。 《以下省略》

第2節 核燃料取扱主務者

(核燃料取扱主務者の職務)

- 第6条の2 核燃料取扱主務者は、使用施設等に関する保安の監督を誠実に行うことを任 務とし、その職務は次のとおりとする。
- (1) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。
- (2) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。
- (3) 法及び法に関係する規則類(以下「法令」という。)に基づく定期報告を確認する。
- (4) 第35条の保安に関する業務報告を確認する。
- (5) 第34条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。
- (6) 保安教育基本計画を確認する。
- (7) 使用施設等安全審査委員会及びJMTRキャプセル等審査委員会に原則として出 度する。
- (8) 所長が定める使用施設等に関する保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。

は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を

尊重すること。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者	(使用施設等安全審査委員会の審議事項)
	は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊	第8条 使用施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項につい
	重すること。	て審議する。
	(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織	(1) 本規定の改定及び廃止に関する事項
	核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組	(2) 使用施設等の運転及び保守に関する保安上重要な事項
	織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設	(3) 核燃料物質等の取扱いに関する保安上重要な事項
	等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責	(4) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項
	任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場	(5) 使用施設等の設置及び変更の許可に関する事項
	合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該	(6) JMTRキャプセル等設計基準及びJMTRキャプセル等検査基準の改定及び廃
	組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命	止に関する事項
	令系統が明記されていること。	(<mark>67</mark>) その他、所長が諮問する事項
	(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び	2 使用施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。
	配置	3 所長は、前項の答申を尊重する。
	核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組	
	織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設	(JMTRキャプセル等審査委員会の設置及び構成)
	等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を	第11条 所長は、大洗研究所にJMTRキャプセル等審査委員会を設置する。
	行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者	2 JMTRキャプセル等審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員
	をあらかじめ選任し、配置しておくことが望まし	をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名したものがあたる。
	い。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及	3 JMTRキャプセル等審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。
	び配置については、(1)と同様の事項が明記されて	削除
	いること。	(JMTRキャプセル等審査委員会の審議事項)
		第12条 JMTRキャプセル等審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事
		項について審議する。
		(<u>1) キャプセル等の炉心配置の安全性</u>
		(<u>2) キャプセル等の安全性</u>
		2 JMTRキャプセル等審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申す
		3.
		3 所長は、前項の答申を尊重する。
	 使用規則第2条の12第1項第4号	本変更申請において変更しない。
を行う者に対する保安教育に	保安教育	222222

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
関することであって次に掲げ		体
るもの	に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、	
るの	保安教育実施方針が定められていること。	
施計画の策定を含む。)に		
関すること。	2. 従来員について、床女教育夫施力町に盛って、床女 教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施するこ	
1247 0 = 20	教育実施計画を定め、計画的に休女教育を実施することが定められていること。	
ロー保安教育の内容に関す		
ることであって次に掲げ		
るもの	教育実施状況を確認することが定められていること。	
(1) 関係法令及び保安規	4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定へ	
定の遵守に関すること。	の抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的	
(2) 使用施設等の構造、性	な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確	
能及び操作に関するこ	に定められていること。	
٤.		
(3) 放射線管理に関する		
こと。		
(4) 核燃料物質及び核燃		
料物質によって汚染さ		
れた物の取扱いに関す		
ること。		
(5) 非常の場合に講ずべ		
き処置に関すること。		
ハ その他使用施設等に係		
る保安教育に関し必要な		
事項		
五 使用施設等の操作に関する	使用規則第2条の12第1項第5号	
ことであつて、次に掲げるも	使用施設等の操作	【第5編 JMTRの管理】
の。	1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について	第1章 通則
イ 使用施設等の操作を行う 体	定められていること。	(要員の配置)
制の整備 に関すること。	2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成するこ	第2条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵に
	とが定められていること。	伴う取り扱い (以下、この編において「取扱作業」という。) を行う場合 及び照射課長に
	(つづく)	あっては照射設備の運転操作を行う場合 は、それぞれ、所管する施設の保安に必要な要
		員を配置する。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		2 原子炉課長は、前項の作業のために特定施設の運転が必要な場合は、特定施設の保安に必要な要員を配置する。 (手引の作成) 第3条 材料試験炉部長は、JMTR使用施設等に関して、次の各号に掲げる事項について定めた手引を作成する。 (1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項 (2) 別表第1に掲げる特定施設の運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 2 材料試験炉部長は、前項の手引を定めるときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。 3 材料試験炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。
ロ 使用施設等の操作に当	(つづき)	【第5編 JMTRの管理】
たって確認すべき事項及	3. 核燃料物質の臨界管理について定められているこ	第1章 通則
び操作に必要な事項	と。	(年間使用計画) 第4条 サップ・ログラン ちゅう と カスター ロック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファ
ハ 異状があった場合の措 置 に関すること(第十二号	4.従業員の引継時に実施すべき事項について定められ ていること。	第4条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らか
に掲げるものを除く。)。		こしたJMIR使用施設等の年间使用計画(以下この編において「年间使用計画」とい う。)を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様と
12.1.2.2.3.2.3.70	いに必要な事項について定められていること。	する。
	6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定め	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	られていること。	(2) 使用の予定期間
		(3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び量
		(4) 取扱い方法の概略
		(5) 定期事業者検査の予定期間
		(6) 第 18 19条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称及び
		予定期間
		(7) 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合
		は、その予定期間及び内容

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得
		る 。
		3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、
		原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。
		第2章 使用の管理
		第1節・使用上の制限
		(使用上の制限)
		第7条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質の使用等を行う場合は、別表第3に掲げる使用上の制限値を超えないことを確認する。
		男子に掲げる使用上の制限他を超えないことを確認する。
		第 2 1節 使用上の条件
		(照射設備の警報の作動条件)
		第8条 照射課長は、照射設備について、使用実施計画で定めるところにより各照射設備
		の警報を設定する。ただし、核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、これを変更し、又
		は解除することができる。
		(負圧の維持)
		第 9.7 条 原子炉課長は、別表第 5.4 に掲げるところにより負圧を維持する。ただし、課長の依頼により核燃料取扱主務者の同意を得て、給排気系統を停止する場合はこの限り
		でない。
		(カナル等の水位の維持)
		第 10 8条 原子炉課長は、炉プール <mark>、及び</mark> カナル <mark>及びSFCプール</mark> に核燃料物質を貯蔵
		している場合、炉プールにおいては基準水位より5400mm以上、カナル <mark>及びSFC</mark>
		プール においては基準水位より50mm以上、水位を低下させないように努める。
		2 原子炉課長は、周辺の線量当量率を考慮し、放射線被ばくの防護措置を講じた上で、
		核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、前項の定めにかかわらず水位を変更できる。
		(カナル等の水質の維持)
		(カケル寺の木質の福行) 第 <mark>11</mark> 9条 原子炉課長は、炉プール 、 及びカナル 及びSFCプール の水質を別表第 6 5
		に掲げる値に維持するよう努める。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		第32節 作業上の確認
		(重要な設備等の操作)
		第十210条 原子炉課長及び照射課長は、別表第1に掲げる保安上重要な設備等の操作
		については、第3条第1項の手引に定めるところによりこれを行う。
		第13条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行おうとする
		場合は、別表第7に掲げるところにより使用する装置ごとの点検を行うとともに、第2
		条第2項に基づき運転している特定施設が正常な状態であることを原子炉課長に確認
		する。
		(巡視)
		第1411条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行ってい
		る場合は、別表第1に掲げる照射設備の保安上重要な設備等を1日1回以上、巡視する。
		- なお、使用しない設備等については、これを省略することができる。
		げる特定施設の保安上重要な設備等を監視するとともに、1日1回以上巡視する。
		第15条 照射課長は、前条第1項の照射試験を停止した場合は、別表第8に掲げるとこ
		ろにより点検する。
		第6章キャプセル等の管理
		(キャプセル等の製作)
		第23条 技術課長は、キャプセル等を設計及び製作する場合は、別表第3に掲げる事項
		のほか、キャプセル等設計基準及びキャプセル等検査基準に従って行う。
		2 技術課長は、製作したキャプセル等の安全性に係る資料を作成し、キャプセル等を原
		子炉に挿入する前までに、当該キャプセル等の安全性について材料試験炉部長の承認を
		受ける。
		3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の確認を受け
		たのちに、所長の承認を得る。
		4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、JMTRキャプセル等審査委員会の意見
		を聴く。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		(キャプセル等の検査)
		第24条 原子炉課長は、キャプセル等検査基準に従って、キャプセル等の製作過程、完
		成時及び受入時に検査を行う。
		<u>(キャプセル等の挿入及び取出し)</u>
		第25条 照射課長は、核燃料物質を使用するキャプセル等を炉内に挿入しようとする場
		合は、キャプセル等の表面に有害な腐食、傷痕、歪み等のないことを確認する。
		2 照射課長は、キャプセルを炉内に挿入した場合及びOSF-1キャプセルを炉内に挿
		入しようとする場合は、キャプセル又はOSF-1キャプセルに付属する機器の接続に
		ついて、導通検査及び漏えい検査を行い、保安上支障のないことを確認する。
		3 照射課長は、核燃料物質を使用するキャプセル等を炉内へ挿入しようとする場合又は
		炉内から取り出そうとする場合は、原子炉課長に通報する。
		 (照射済 のキャプセル等 核燃料物質の引渡し)
		第 26 24条 照射課長は、照射済 のキャプセル等 核燃料物質を 照射後試験のため ホット
		ラボへ引き渡そうとする場合は、ホットラボ課長の同意を得た後に行う。
		2 照射課長は、照射済のキャプセル等を照射依頼者に引き渡そうとする場合は、輸送容
		器の表面及び表面から1mの線量当量率並びに表面密度を測定し、記録する。
		(キャプセル等核燃料物質の所在管理)
		第 27 25条 技術課長は、 キャプセル等 核燃料物質について、受入れから照射後引渡し
		までの間、その所在の一元的把握を行う。
		2 原子炉課長及び照射課長は、キャプセル等の受入れ、照射済核燃料物質の引渡し又は
		移動をした場合は、そのつど技術課長に通知する。
		 第 <mark>-6-5</mark> 章 異常時の措置
		第1節 警報が作動した場合の措置
		(警報が作動した場合の措置)
		第 28 26条 原子炉課長 <mark>及び照射課長</mark> は、所管する施設等に係る警報が作動した場合
		は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。
		2 原子恒課長及び照射課長は、前項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、
		若しくは支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、相互に通報する。
		4 0 1 10 A H & A 107 10 C 1070 07 0 C 100 07 10 T 10 T 10 T 10 T 10 T 10 T 10

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		3 照射課長は、第1項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、若しくは支障
		を及ぼすおそれがあると認めた場合、又は前項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務
		者に通報する。
		(負圧の維持ができなくなった場合の措置)
		第 29 27条 原子炉課長は、第 9 7条に定める負圧の維持ができなくなった場合は、そ
		の原因及び状況を調査し、別表第 <mark>54に掲げる維持基準値へ復旧させるための措置を講</mark>
		ずる。
		2 原子炉課長は、前項の状況が復旧しない場合は、照射課長に通報する。
		3 照射課長は、前項の通報を受けた場合は、 <mark>取扱作業及び照射試験</mark> 核燃料物質を取り扱
		<mark>う作業</mark> を中止する等の措置を講ずるとともに核燃料取扱主務者に通報する。
		 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置
		(巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)
		第 30 28条 JMTR使用施設等の巡視並びに第 31 29条 02 の地震又は火災時の
		点検において異常を発見した者は、施設管理者又は管理区域管理者に通報する。
		2 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の通報を受けた場合は、その原因及び状況を
		調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。
		3 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の調査の結果、その異常が核燃料物質の使用
		に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、材料試験炉部長及び
		核燃料取扱主務者に通報する。
		4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた とき場合 は、JMTRの保安に必要な措置を
		講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。
		第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置
		(キャプセル等の占給等において異常を認めた場合の措置)
		第31条 昭射課長は 第25条第1項及び同条第2項の占給の結果 異常を認めた場合
		は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を材料試験炉部長に報告する。
		(1) 異常なキャプセル等と正常なキャプセル等とを区分し、識別の容易な措置を講ず
		&= & .
		ずること。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		2 照射課長は、放射性ガスを放出するおそれのある破損したキャプセル等を炉内から取
		リ出す場合は、これを所定の容器に封入する。
六 管理区域及び周辺監視区域	使用規則第2条の12第1項第6号	本変更申請において変更しない。
の設定並びにこれらの区域に	管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	
係る立入制限等 に関するこ	1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関する	
٤.	こと。	
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのな	
	い管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚	
	染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定め	
	られていること。	
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について	
	講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線	
	に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、	
	壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度	
	の基準が定められていること。	
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められて	
	いること。	
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準	
	が定められていること。	
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及び	
	これを遵守させる措置が定められていること。	
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬	
	をする際に講ずべき事項が定められていること。	
	8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関	
	すること。	
	9.役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防 護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定めら	
	護工の必要争項及びこれを遅せさせる指直が定められていること。	
	10 C 0 ' 20 C C 0	

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
七 排気監視設備及び排水監視	使用規則第2条の12第1項第7号	本変更申請において変更しない。
設備 に関すること。	排気監視設備及び排水監視設備	
	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質	
	濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能	
	維持の方法並びにその使用方法が定められているこ	
	٤.	
	2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全	
	体での管理方法の一部として、第15号における施設管	
	理に関する事項と併せて定められていてもよい。ま	
	た、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用	
	方法については、施設全体での管理方法の一部とし	
	て、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の	
	測定の方法に関する事項と併せて定められていても	
	よい。	
八線量、線量当量、放射性物	使用規則第2条の12第1項第8号	本変更申請において変更しない。
質の濃度及び放射性物質によ	線量、線量当量、汚染の除去等	
って汚染された物の表面の放	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度	
射性物質の密度の監視並びに	を超えないための措置 (個人線量計の管理の方法を含	
汚染の除去 に関すること。	む。)が定められていること。	
	2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示し	
	た放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as	
	reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精	
	神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理	
	することが定められていること。	
	3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等	
	の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定	
	められていること。	
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当	
	量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 第四尺は中で活染のたるれのない尺はに物見及はな	
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核	
	燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められ	
	ていること。	

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
KAIAKI	6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を	
	除く。)の工場又は事業所外への運搬に関する行為(工	
	場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。)が	
	定められていること。なお、この事項は、第10号又は	
	第11号における運搬に関する事項と併せて定められ	
	ていてもよい。	
	7.原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受け	
	た場合においては、同項により認可を受けた放射能濃	
	度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた	
	申請書等において記載された内容を満足するよう、同	
	条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射	
	性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取	
	り扱うことが定められていること。なお、この事項は、	
	放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号に	
	おける放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定	
	められていてもよい。	
	8.放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することに	
	ついては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない	
	廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原	
	院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定	
	(NISA-111a-08-1))) を参考として定められているこ	
	と。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、	
	第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と	
	併せて定められていてもよい。	
	9.汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が	
	定められていること。	
九 放射線測定器の管理及び放	使用規則第2条の12第1項第9号	【第2編 放射線管理】
射線の測定の方法 に関するこ	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	第4章 放射線管理設備等の管理
と。	1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器	(放射線測定機器の管理)
	を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能	第32条 放射線管理第2課長は、第5編第 <mark>33</mark> 1条、第6編第23条、第7編第24
	維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法	条及び第8編第24条に規定する放射線測定機器を備えつける。
	を含む。)が定められていること。	2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、
		使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全	による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡
	体での管理方法の一部等として、第15号における施設	視する。
	管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	3 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。
		4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に
		定めるところにより年1回の点検を行う。
		5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。
		その他、第15号における施設管理に関する事項として記載
+ 核燃料物質の受払い、運搬、	使用規則第2条の12第1項第10号	【第5編 JMTRの管理】
貯蔵その他の取扱い(工場又	核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	第4章 核燃料物質の管理
は事業所の外において行う場	1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯	(年間予定使用量)
合を含む。)に関すること。	蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のため	第 20 22条 核燃料管理者は、核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げるとこ
	に講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵	ろにより、別表 12 第6に掲げる年間予定使用量を超えないことについて、技術課長の
	の条件等が定められていること。	確認を得た後、行う。
	2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行	(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が
	為(工場又は事業所外での運搬中に関するものを除	年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。
	く。) に関することが定められていること。なお、この	(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこ
	事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項	٤.
	と併せて定められていてもよい。	
		(未照射核燃料物質の受入れ検査)
		第21条 核燃料管理者は、未照射核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事
		項について、受入れ検査を行う。ただし、被覆されていない核燃料物質の受入れにあた
		っては、第2号に掲げる事項についての検査を除くものとする。
		(1) 核燃料物質の種類及び量
		(2)表面汚染の測定
		(3) 外観及び寸法の検査
		(4) 核燃料物質の性状が固体であることの確認
		(1+ 160 dol 1/ 55 = 5+ ++>
		(核燃料物質の貯蔵)
		第2223条 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、別表第43に掲げる貯蔵
		施設で行い、かつ、設備ごとに同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵
		し、 又は ない。また、同表に掲げる核的制限値を超えて貯蔵しない。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		2 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵した場合は、別表第43に掲げる場所又は設備ごとに核的制限値を表示する。 3 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質の貯蔵の記録(使用履歴を含む。)を作成し、管理する。 4 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検を行う。
十一 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。	使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為(工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。)の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	本変更申請において変更しない。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
十二 非常の場合に講ずべき処	使用規則第2条の12第1項第12号	本変更申請において変更しない。
置に関すること。	非常の場合に講ずべき処置	
	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項	
	が定められていること。	
	2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規	
	程類を作成することが定められていること。	
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係	
	機関に通報すること(工場等内の見学者、外部研究者	
	等に対する避難指示等を含む。) が定められているこ	
	と。	
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災	
	害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1	
	項の原子力事業者防災業務計画によることが定めら	
	れていること。	
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、	
	応急措置及び緊急時における活動を実施することが	
	定められていること。	
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急	
	作業に従事させるための要員として選定することが	
	定められていること。	
	(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放	
	射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業	
	に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出	
	た者であること。	
	(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	
	(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急	
	作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置	
	法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第	
	9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条	
	第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線	
	量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばく	
	の管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者	

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ず	
	べき処置に関し、適切な内容が定められていること。	
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除するこ	
	とが定められていること。	
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	
十三 設計想定事象又は多量の	使用規則第2条の12第1項第13号	【第5編 JMTRの管理】
放射性物質等を放出する事故	設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置	第1章 通則
が発生した場合における使用	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設	(手引の作成)
施設等の機能の保全に関する	計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に	第3条 材料試験炉部長は、JMTR使用施設等に関して、次の各号に掲げる事項につい
措置に関すること。	応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められてい	て定めた手引を作成する。
	ること。	(1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項
	(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動	(2) 別表第1に掲げる <mark>特定</mark> 施設の運転操作に関する事項
	に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、	(3) 巡視 <mark>及び点検</mark> に関する事項
	計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当	(4) 異常時の措置に関する事項
	該計画には、次に掲げる事項を含めること。	2 材料試験炉部長は、前項の手引を定めるときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。こ
	イ 火災	れを変更しようとする場合も同様とする。
	可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼	3 材料試験炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境
	の防止その他消防隊が火災の現場に到着するま	センター長に報告する。
	でに行う活動に関すること。	
	ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であっ	第65章 異常時の措置
	て、使用施設等から多量の放射性物質又は放射	第1節 警報が作動した場合の措置
	線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放	(警報が作動した場合の措置)
	射性物質等を放出する事故」という。)	第 28 26条 原子炉課長 <mark>及び照射課長</mark> は、所管する施設等に係る警報が作動した場合
	当該事故の拡大を防止するために必要な措置	は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。
	に関すること。	2 原子炉課長及び照射課長は、前項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、
	(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に	若しくは支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、相互に通報する。
	対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射	3 照射課長は、第1項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、若しくは支障
	性物質等を放出する事故の発生時における使用施	を及ぼすおそれがあると認めた場合、又は前項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務
	設等の必要な機能を維持するための活動を行う要	者に通報する。
	員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上	
	定期に実施すること。	(負圧の維持ができなくなった場合の措置)

必要な照明器具、無線機器その他の貨機材を備え付けること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 (6) を関連した場合は、無規押集とが開発した場合は、無規作業及び無針数を増加する。 (6) と使用規則第2条の12第1項第14号 (6) というの選挙を選挙を表した場合を表した。 (6) を関連することが定められていること。その際、保安規定の通性を表しれていること。との際、保安規定の必ずの事象及びこかに、管理することが定められていること。との経営責任者への報告を含む。) に関すること。 (6) に関すること。 (7) を使用規則第2条の12第1項第14号 (7) で表した。 (8) を関連した場合は、無規作業及び無数を適正に作成し、管理することが定められていること。との経営責任者への報告を含む。) に関すること (計量管理規定及び核物質防護規定で成るものを除く。) が定められていること。 (7) では、管理すること (計量管理規定及び核物質防護規定であるものを除く。) が定められていること。 (8) に関すること。 (8) 特に、使用規則第6条の10名号に掲げる事故数障等の事象及びこれらに挙するものが発生した場合においては、整査任格に確実に観告がなされる体制が構築されていること。と、当時に関力が定められていること。 (第) は、使用規則第6条の10名号に掲げる事故数障等の事象及びこれらに挙するをよれを検討が構築されていることとと、安全確保に関する経営責任者の強い関方が開記されていること。 (第) は、特別 に関することを含む。)。 (2) は、特別 に関することを含む。)。 (2) は、特別 に関することを含む。)。 (2) は、特別 に関することを含む。)。 (2) は、特別 に関することを含む。)。 (3) は、特別 に関することを含む。)。 (4) は、特別 に関することを含む。)。 (2) は、特別 に関することを含む。)。 (3) は、特別 に関することを含む。)。 (4) は、特別 に関することを含む。)。 (5) は、特別 に関することを含む。)。 (5) は、特別 に関することを含む。)。 (5) は、特別 に関することを含む。)は、特別 に関することを含む。)は、特別 に関することを含む。)は、特別 に関することを含む。)は、特別 に関することを含む。)は、特別 に関することを含む。)は、特別 に関することを含む。 は、特別 に関するととを含む。 は、特別 に関するととを含む。 は、特別 に関するととを含む。 は、特別 に関するとを可能を関するととを含む。 は、特別 に関するととを含む。 は、特別 に関するとを含む。 は、特別 に関するとを含む。 は、特別 に関するととを含む。 は、特別 に関するとを含む。 は、特別 に関するととを含む。 は、特別 に関するとを含む。 は、特別 に関するととを含む。 は、対別 に関するととを含む。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
けること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 中四 使用施設等に係る保安 使用規則第2条の12第1項第14号 記念及び標告 (保安規定の適守状況を含金 た。)に関する直を記憶及び 情告 (第六条の十名号に掲げる事故成等等の事象及びこれ)に関することが変められていること。その際、 保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理することが変められていること。その経営責任者への報告を含む。)に関すること。 (使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の理解を対し、管理するため所書が定められていること。 2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録ので調かであられていること。 3. 北場又は事業所の長及び保安の監督に関する直任者に指令すべき事項が定められていること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれのに準するものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていること。 5. 当該事故故障等の事象の正本が言葉するものが発生した場合において、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることを含む。)。 (第1編 裁判) 第1章 通則 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理) (第1編 裁判) 第1章 通則 (第3条 このによる。 (第1編 裁判) 第1章 通則 (第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める事業を対していて、「原子力事業者等における使用前主集者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査、定期事業者検査を必要となること。		(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために	第 2.9.2 7条 原子炉課長は、第 9.7 条に定める負圧の維持ができなくなった場合は、そ
(4) その他必要な機能を維持するための活動を行う ために必要な体制を整備すること。 2 原子炉課長は、前項の状況が復旧しない場合は、照射課長に通報する。 3 照射課長は、前項の改選権を受けた場合は、照射課長が通過報うを取り扱う作業を中止する等の措置を講ずるとともに核燃料取扱主務者に通報する。 4 原用規則第2条の12第 1 項第14号 記録及び報告 に使え、管理することが定められていること。その際、保安規定の運中状況を含む。 との経営責任者への報告を含む。 を別していること。その際、保安規定の理に関することが定められていること。その際、保安規定のでのなが発生した場合の経営責任者への報告を含む。) に関すること。 2 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること。 3 工場又は事業所の長及が保安の整合でありませ、かられていること。 4 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象の変数管理に関することが定められていること。 4 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象の変数管理に関することを含む。)。 ・ 世界地段等の施数管理に関する経過に関する経過に関する経過で表れるとと。 ・ 世界地段等の施数管理に関することを含む。)。 ・ 「他用施設等の施数管理」 ・ 大田・一次の表数管理 ・ 「大田・一次の表数管理 ・ 「大田・一次の表数管理 ・ 「大田・一次の表数管理 ・ 「大田・一次の表数管理 ・ 「大田・一次の表数管理 ・ 「大田・一次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める変数を対していて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める数との表との表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と		必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付	の原因及び状況を調査し、別表第5-4に掲げる維持基準値へ復旧させるための措置を講
ために必要な体制を整備すること。 3 照射課長は、前項の通報を受けた場合は、取機件果及び照射試験核燃料物質を取り扱う作業を中止する等の指置を請するとともに核燃料取扱主務者に通報する。 4 に 使用規則第2条の12第1項第14号 2 使用規則第2条の12第1項第14号 2 使用規則第2条の11に定める記録と近れ、合意性及びに関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、人が定められていること。その際、人が定められていること。 3 工場及は事業所の是及び保安の管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。が定められていること。 4 特に、使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。が定められていること。 4 特に、使用規則第5条の12第1を乗び合めが発生した場合においては、経営責任者に報告すべき事項が定められていること。 4 特に、使用規則第5条の12第1を集合がなされる体制が構築されていることと、安全確保に関する経営責任者の強に関すること、安全確保に関する経営責任者の強に関手が朝記されていること。 5 当該事故故障等の事象に生する重大な事象について、具体的に引記されていること。 5 情報等の無数管理に関することを含む。)。 (使用施設等の無数管理に関するのと数で理は、使用施設等の主義数を管理に関することを含む。)。 (使用施設等の主義数管理 に 機力の強数管理 に 機力の変しを対して に 機力の変しを対して に 機力の変しを に 機力の変しを に 機力の変しを に 機力の変しを に 機力の変しを に 機力の変しを で は 機関 で 機 機関		けること。	ずる。
十四 使用施設等に係る保安		(4) その他必要な機能を維持するための活動を行う	2 原子炉課長は、前項の状況が復旧しない場合は、照射課長に通報する。
十四 使用施設等に係る保安 使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告 む。)に関する適正な記録及び 報告 (第六条の十各号に掲げ る事故故障等の事象なしれ らに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含 む。) に関すること。 信用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること。 信理を対したいること。 2 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること。信理管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。 3 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。 4 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びにれらに準するものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることとと、 5 当該事故故障等の事象と呼ずる重大な事象について、具体的に関することを含む。)。 中五 使用施設等の施設管理に関することを含む。)。 中五 使用施設等の施設管理に関することを含む。)。 (使用規則第2条の12第1項第15号 使用機関第2条の12第1項第15号 使用機関等2条の12第1項第15号 使用機関等2条の12第1項第15号 使用機関等2条の12第1項第15号 使用機関等2条の12第1項第15号 使用機関等2条の12第1項第15号 使用機関等3条の12第1項第15号 を		ために必要な体制を整備すること。	3 照射課長は、前項の通報を受けた場合は、 <mark>取扱作業及び照射試験</mark> 核燃料物質を取り扱
に関する道立を配換及び報告 1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。			<mark>う作業</mark> を中止する等の措置を講ずるとともに核燃料取扱主務者に通報する。
に関する道立を配換及び報告 1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。			
に関する道立を配換及び報告 1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。		使用規則第2条の12第1項第14号	 本変更申請において変更しない。
 報告(第六条の十各号に掲げ る事故故障等の事象及びこれ。 らに準ずるものが発生した場 と。 2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。 3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関すること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることをなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 中五 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)。 使用施設管理を使用に関することを含む。)。 (連集) (使用前検査の実施管理 (基) (使用前検査の実施に関することを含む。)。 (基) (使用前検査の実施に関することを含む。)。 (基) (基) (定義) 第1章 通則 (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるまた。との場合によいで、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるまた。ところによる。 			
る事故故障等の事象及びこれ らに準ずるものが発生した場合 を、。)に関すること。	む。) に関する適正な 記録及び	1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に	
正に作成し、管理するための措置が定められていること。 正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。 3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)。 十五 使用施設等の施設管理に関することを含む。)。 (第1編 総則) 第1章 通則 (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるの策定がにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検	報告(第六条の十各号に掲げ	作成し、管理することが定められていること。その際、	
と。	る事故故障等の事象及びこれ	保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適	
む。)に関すること。 2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。 3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告が、き事項が定められていること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)。 十五 使用施設等の施設管理に関するでは、定期で表して、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、に対するの計画及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、との規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める	らに準ずるものが発生した場	正に作成し、管理するための措置が定められているこ	
録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。 3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 十五 使用施設等の施設管理に 関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)。 (第1編 総則) 第1章 通則 (定義) 第1章 通則 (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。	合の経営責任者への報告を含	٤.	
規定で定めるものを除く。)が定められていること。 3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	む。)に関すること。	2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記	
3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 使用規則第2条の12第1項第15号使用施設等の施設管理に関することを含む。)。 (第1編 総則) (第1編 総則) (第1章 通則 (定義) 第1章 通則 (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める表表ではいると、の状態に何名と思考され、(原格)			
に報告すべき事項が定められていること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等 の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合にお いては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構 築されていることなど、安全確保に関する経営責任者 の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象につい て、具体的に明記されていること。 使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画 の策定並びにこれらの評価及び改善について、原子 カ事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、定期等者検査、定期等者検査、定期等者検査を表します。 ***********************************		規定で定めるものを除く。)が定められていること。	
4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等 の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合にお いては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構 築されていることなど、安全確保に関する経営責任者 の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象につい て、具体的に明記されていること。 使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理に 関すること(使用前検査の実 施に関することを含む。)。 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画 の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子 カ事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検 を、得用のよりの批響等に係る(実用する)と、(原料書等)			
の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 十五 使用施設等の施設管理に関すること(使用規則第2条の12第1項第15号使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)。 (第1編 総則)第1章 通則 (定義)第1章 通則 (定義)第1章 通則 (定義)第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるカ事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査ところによる。			
いては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 十五 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実 使用施設等の施設管理 (使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理 (定義) 第1章 通則 (定義) 第1章 通則 (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるカラ・カ事業者等における使用前事業者検索、定期事業者検 ところによる。			
集されていることなど、安全確保に関する経営責任者 の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象につい て、具体的に明記されていること。 十五 使用施設等の施設管理に 関すること(使用前検査の実 施に関することを含む。)。 (定義) 第1章 通則 (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。			
の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 十五 使用施設等の施設管理に関すること(使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理) 第1章 通則 (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める カ事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検 ところによる。			
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 十五 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)。 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 (定義) (定義) (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める カ事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検 ところによる。			
て、具体的に明記されていること。 十五 使用施設等の施設管理に 使用規則第 2 条の12第 1 項第15号 使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 (使用施設等の施設管理 第 1 章 通則 (定義) 第 1章 通則 (定義) 第 3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める カ事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検 ところによる。			
+五 使用施設等の施設管理に 関すること(使用前検査の実 施に関することを含む。)。			
関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)。			
の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める カ事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検 ところによる。		使用施設等の施設管理	
力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検ところによる。	施に関することを含む。)。	1 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画	(定義)
* /pp.o.t.k.o.#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子	第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める
査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発 《途中省略》		力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検	ところによる。
		査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発	《途中省略》

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会	(27) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置の照射試料を組み込んだ容器をいう。
	決定)) を参考として定められていること。	(28) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置 (以下「O
	2. 使用前検査の実施に関することが定められているこ	SF-1照射装置」という。)の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型
	٤.	沸騰水キャプセル照射装置(以下「BOCA照射装置」という。)の照射試料を組み
	なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理	込んだ容器をいう。
	基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検	(29) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組
	査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造	み込んだ容器をいう。
	等) 又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。	(30) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。
		【第5編 JMTRの管理】
		第3章 保守管理
		(計画停電時の措置)
		第 <u>1-6-12</u> 条 原子炉課長 <u>及び照射課長</u> は、計画停電のつど、JMTR施設の保安措置を
		検討し、材料試験炉部長の承認及び核燃料取扱主務者の同意を得て、これを行う。
		(施設管理目標の策定)
		第 16 12条 02 《省略》
		(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)
		第 16 13条 の3 《省略》
		(施設管理実施計画等の策定)
		第 16 15条 04 原《省略》
		(保全活動の実施)
		第16条 05 《省略》
		(保全活動の有効性評価及び改善)
		第 16 17条 の6 《省略》
		(定期事業者検査)
		第 17 18条 《省略》

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		(修理及び改造)
		第 18 19条 照射課長は 照射設備 照射準備室について、原子炉課長は本体施設(照射設
		備照射準備室を除く。)及び特定施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、
		修理及び改造を行うことができる。
		2 照射課長は <mark>照射設備照射準備室</mark> について、原子炉課長は本体施設(照射設備 照射準備
		室を除く。) 及び特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その
		修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らか
		にした修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。
		(1) 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称
		(2) 修理及び改造の内容
		(3) 担当者の氏名
		(4) 予定期間
		3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、
		所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。
		4 所長は前項の承認を行おうとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。
		5 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知
		する。 6 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知
		り 原子が訴及は、第3項の承認を特に場合は、照別訴及及の放射線管理第2訴及に通知 する。
		9 & o
		(使用前事業者検査)
		第 18 20条 02 《省略》
		(保守結果の通知等)
		第1921条 原子炉課長及び照射課長は、第1718条の定期事業者検査を終了した場
		合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放
		射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。
		2 放射線管理第2課長は、第1718条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果
		を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。
		3 原子炉課長及び照射課長は、第1819条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並
		びに第 18 20条 の2 の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部
		長に報告する。原子炉課長が第2編第34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了
		結果の通知を受けた場合も、同様とする。
		4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課
		長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第
		2課長への通知を省略できる。
		5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2
		課長に通知する。
		6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通
		知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。
十六 保守点検を行った事業者	使用規則第2条の12第1項第16号	本変更申請において変更しない。
から得られた保安に関する 技	技術情報の共有	
術情報についての他の使用者	1.メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られ	
との共有 に関すること。	た保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を	
	活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の	
	保安を向上させるための措置が記載されていること。	
十七 不適合(品質管理基準規	使用規則第2条の12第1項第17号	本変更申請において変更しない。
則第二条第二項第二号に規定	不適合発生時の情報の公開	
するものをいう。以下この号	1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が	
及び次項第二十号において同	発生した場合の公開基準が定められていること。	
じ。) が発生した場合における	2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの	
当該不適合に関する情報の公	登録等に必要な事項が定められていること。	
開に関すること。		
十八 その他使用施設等に係る	使用規則第2条の12第1項第18号	本変更申請において変更しない。
保安に関し必要な事項	その他必要な事項	
	1.日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、	
	使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めてい	
	ること。	
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃	
	料物質によって汚染された物による災害の防止を図	
	るものとして定められていること。	